



京都労働局発表  
平成26年10月23日  
午後2時解禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担 当	労働基準部監督課	
	課長	菅森 英高
	地方労働基準監察監督官	高塚 知紀
	電話	075 (241) 3214
	職業安定部職業安定課	
	課長	笹原 弘美
	雇用保険監察官	勝井 保秀
	電話	075 (241) 3268

## 「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します

～ 過重労働、賃金不払残業をなくしましょう ～

京都労働局（局長 森川 善樹）は、本年11月1日に施行される「過労死等防止対策推進法」で過労死等防止啓発月間とされる11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、過重労働による健康障害の防止、長時間労働の抑制及び賃金不払残業の解消等に向けた集中的な取組を実施することとし、以下の具体的な対策を行います。

- 1 労使の主体的な取組を促します
- 2 若者の「使い捨て」が疑われる企業や長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場などに対する監督指導を実施します
- 3 電話相談を実施します

《過重労働解消キャンペーン特設ページ》

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

### 1 実施期間

平成26年11月1日（土）から11月30日（日）までの1か月間

### 2 具体的な取組

- (1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、京都労働局長が使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等の実施について、協力要請を行い、労使の主体的取組を促します。



### (2) 重点監督を実施します

若者の「使い捨て」が疑われる企業や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して監督指導を行います。

なお、重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

- ① 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施

※ 監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまでハローワークにおける職業紹介の対象としない

- ② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して重点監督を実施

### (3) 電話相談を実施します

過労死等防止対策推進法の施行日である11月1日（土）にフリーダイヤルによる「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

近畿ブロックでは、滋賀労働局、大阪労働局、兵庫労働局、奈良労働局、和歌山労働局、京都労働局が合同で実施します。

※ 電話相談により把握した若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対しても重点監督を実施します。

## 過重労働解消相談ダイヤル（フリーダイヤル）

平成26年11月1日（土） 受付時間 9:00～17:00

フリーダイヤル    なくしましょう    長い残業

0120-794-713

※ 「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも相談や情報提供を受け付けます。

ア 京都労働局または各労働基準監督署（開庁時間 平日8:30～17:15）

イ 労働条件相談ホットライン【委託事業】

受付：月・火・木・金 17:00～22:00 土・日 10:00～17:00

フリーダイヤル    はい！    労働

0120-811-610

ウ 労働基準関係情報メール窓口

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudo\\_ukijun/mail\\_madoguchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudo_ukijun/mail_madoguchi.html)